加西市陸上競技協会　賞賜金交付要綱

第1条　この要綱は、加西市における陸上競技の高揚と振興を図るため、全国大会規模以上の競技会に出場する個人及びチームに対して、加西市陸上競技協会賞賜金（以下「賞賜金」）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条　交付対象となる個人及びチームは、以下に掲げる交付要件のいずれかに該当するものとする。ただし、1個人、1チームにつき、1年度内に1回の交付とする。

・市内に住所を有する者
・市内の学校もしくは企業等に在籍する者もしくはチーム
・市内に練習の拠点を置く者もしくはチーム

第3条　賞賜金の交付の対象となる大会は、予選会もしくは選考会を経ての全国大会規模以上の競技会でなければならない。ただし、大会が対象として適切であるかについては、必要に応じて加西市陸上競技協会理事会が審査する。

第4条　賞賜金の額は、1人につき10,000円とする。

第5条　賞賜金の交付を受けようとする者もしくはチームは、加西市陸上競技協会賞賜金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、加西市陸上競技協会に申請しなければならない。

・予選会もしくは選考会結果が分かるもの
・交付対象となる大会の大会要項

第6条　前条の規定による賞賜金交付申請があった場合は、加西市陸上競技協会理事会においてその内容を審査し、適当と認められた時は、交付金決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第7条　賞賜金を受けた者もしくはチームは、大会終了後、速やかに当該大会の結果を加西市陸上競技協会賞賜金結果報告書（様式第3号）に、大会結果が分かる資料を添付し、加西市陸上競技協会に報告しなければならない。

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成30年5月1日から施行する。